

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第20号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(端数計算) 第18条 略</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(1) 給与条例附則第5項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（給与条例第14条の5第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第5条の3第2項に定める割合を乗じて得た額（第5条の4第1項に定める職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）（給与条例附則第5項第1号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第1号の給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（給与条例第14条の5第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第5条の3第2項に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に第5条の4第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額））</u></p> <p><u>(2) 給与条例附則第5項第4号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第1号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第4号に規定する勤勉手当減額基礎額）</u></p>	<p>(端数計算) 第18条 給与条例第14条の5第2項の期末手当基礎額又は給与条例第14条の8第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。